

水平運動とピオネール

梅田 修

はじめに

1928年ごろから、日本のプロレタリア教育活動の実践の一つとして、新興教育研究所(新教)、日本教育労働組合(教労)、全国農民組合(全農)、全国水平社(全水)等によって100以上のピオネール(労農少年団)が組織されている¹⁾が、そのうちの2~3割は未解放部落において組織されたものであった。

現在までの水平運動に関する研究の中で、未解放部落に組織されたピオネールとしてその存在が知られているのは、1928年、奈良県生駒郡片桐村西田中無産少年団、1929年、三重県一志郡豊田村新屋の庄ピオネール、1930年、和歌山県西牟婁郡田辺無産少年団、三重県飯南郡射和村庄無産少年団、福岡県朝倉郡甘木ピオネール、同郡夜須村西田ピオネール、1931年、奈良県葛城郡掖上ピオネール、長野県全農田口支部少年団、兵庫県飾磨郡花田村北中皮革争議高木ピオネール、1932年、岡山県倉敷市名田ピオネール、岡山県浅口郡富田ピオネール、岡山県苫田郡郷村ピオネール、岡山市財田村三軒屋ピオネール、京都市左京区田中養正少年団、そして1933年、大分県長洲水平社少年団、和歌山県日高郡日高農民小学校、三重県度会郡四郷村朝熊ピオネール等である。このほかにも、労働争議・小作争議や差別・糾弾闘争のたたかいの中で組織されたピオネールが存在すると考えられるが、今のところ明らかとなっていない。

未解放部落に組織されたピオネールの全貌は、複製された新興教育研究所機関誌『新興教育』を手がかりにした中村拓三「少年運動と『新教』『教労』——ピオネール運動に焦点をあてて」(『教育運動史研究』第十号 教育運動史研究会、1968年9月)と水平運動史の総合的研究の成果に依拠した安川寿之輔「水平運動と教育」(『水平運動史の研究』第六巻 部落問題研究所、1973年1月)においてほ

ぼ知ることができる。個別ピオネールの研究についても、これまで小川太郎「田中子ども会覚え書き」(『部落』No. 165 部落問題研究所、1963年9月)、中村拓三「田中子ども会の歴史と運動」(講座『部落解放の教育』第三巻 汐文社、1964年8月)、筒塩泰崇「岡山県久米郡三保村錦織のピオネールに関する一考察」(『部落問題研究』第19輯 部落問題研究所、1965年10月)、黒川美富子「水平運動と婦人・少年少女水平社」(『水平運動史の研究』第五巻 部落問題研究所、1972年7月)²⁾が公表されており、各地の水平運動史の研究活動の中でも³⁾いくつかのピオネールが紹介されている。また雑誌『解放教育』(全国解放教育研究会編、明治図書)は、1972年1月号より「少年少女水平社」と「ピオネール」に関する資料を掲載している。

本稿は、1928年ごろから未解放部落に組織されたピオネールの活動を対象に、天皇制政府による民主運動への弾圧が徹底しておこなわれたという当時の困難な条件の中で、水平運動と結合したピオネールが何を契機に組織され、どのように自己発展をとげていったのかを、水平運動とピオネール運動の発展に即して考察しようとするものである。この考察は、これまでに発掘された当時の新聞記事や官側の資料・水平運動関係の資料によって知りえた事実と、前述した研究成果をもとにしたものである。当時のピオネールの活動を伝える直接の記録が一部をのぞいてほとんど未発掘であるという状況の中で、今後のピオネール運動の調査研究の一つの手がかりとなれば幸いである。

1. 未解放部落のピオネールの特徴

まず、「新教」「教労」——特に「教労」の組織したピオネールと比較することによって、未解放部落に組織され

1) この他にも、「労働組合」「消費組合」「労農党」「プロレタリア文化連盟」等によって組織されている。(司法省刑務局編『思想研究資料』特集第六号)名称も団体によって「ピオネール」「ピオニール」「無産少年団」「労農少年団」と呼ばれていたが、本稿ではこれらの「少年組織」を「ピオネール」として論じることとする。

2) 黒川氏のこの論文は、主として婦人・少年少女水平社を扱ったものであるが、この中で「岡山県三保村大久保少年団」「和歌山県日高郡農民小学校」「養正少年団」の三つのピオネールが紹介されている。

3) 「岡山県水平運動史」(『水平運動史の研究』第六巻 部落問題研究所、1973年1月)「和歌山県水平運動史」(『水平運動史の研究』第六巻 同上) 大山俊峰「三重県水平社労農運動史の研究(5)」・歴史教育者協議会和歌山県日高支部「日高における農民闘争」(『部落問題研究』第25輯 部落問題研究所、1969年7月)、奈良県同和事業史編纂委員会『奈良県同和事業史』奈良県、1970年、馬原鉄男『水平運動の歴史』部落問題研究所、1973年8月

たピオネールの特徴と問題点を明らかにしたい。

それは第一に、「教労」の代表的な二つのピオネール「教労」神奈川のメンバーである松林小学校黒滝竜助による松の花ピオネール(1930年)⁴⁾と平塚小学校脇田英彦の馬入ピオネール(1931年)⁵⁾——は、学校を単位に教師によって組織されたのに対して、このピオネールは、未解放部落という特定の地域を単位に、水平社や農民組合によって⁶⁾組織されていたことである。

『新興教育』誌上でも「教労」のピオネールを紹介している。たとえば横山幸夫は、「学校単位のピオネールこそ真実によく動ける合理的なピオネールである」、なぜなら「学校の中へ作られた組織は、簡単な動員網であり、安全なる配布網である」からだとして述べていた。(「ピオネール組織についての一提案」『新興教育』1930年10月)横山幸夫も、馬入ピオネールの脇田英彦の実践を総括して、その教訓の第一に、ピオネールはプロレタリア貧農が日常集まっている所、即「学校にピオネールの基礎を置かねばならない」と主張していた。(「プロレタリア少年運動発展のために」『新興教育』1932年3月)つまり「新教」「教労」では、ピオネールは学校を単位に組織し、学校での闘争を主な課題とすることが確認されていたのである⁷⁾。

しかし学校を単位とすることは「簡単な動員網」「安全なる配布網」とはいえず、「教労」のピオネールは、指導者であった教師個人への権力による弾圧(休職処分、追放処分等)によって短期間のうちにその幕をとじるのであるが、その間に教師はピオネールの指導を通して学校自治会の組織の仕方、自治会の「自主化」の方法と原則、学校自治会活動と校外自治組織としてのピオネール活動の区別とその統一発展の方法、そして天皇制教育に反対する教育内容・方法上の工夫⁸⁾など貴重な実践を展開していたのである。これとは対照的に未解放部落に組織されたピオネールは、水平社や農民組合の組織に支えられ、校外の子

も組織として成立していったのである。したがって、「教労」のピオネールとの関係からいえば、校外で成長した子ども達が校外での活動にとどまらず、学校の民主化の闘争にどのように参加していったのかが問題となるのである。

第二に、ピオネールとして、労働争議・小作争議・差別糾弾闘争などの闘争に参加するという性格が特に強く、争議とともに組織され、これらの闘争を支援して活動することが多かったことである。

これは、理由がないことではない。「部落差別の問題は子どもだからといってこれを除外してくれず、老若男女をとわず部落住民全体の上におおいかかっている」(西滋勝「部落解放運動と教育」『現代民主主義教育』第五巻1969年11月)からであり、1929年からはじまる大恐慌によって部落産業の崩壊、農村部落の窮乏、失業者の増大で、部落の生活基盤が根底から破壊され、住民全体が立上らねば生活できない状態が存在していたからである。

全国水平社は、1930年第9回全国大会を開催、創立以来の運動を総括して「只観念的現象形態にのみとらわれてゐてその物質的基礎としての社会的根拠に向ってその決定的闘争を積極的にやらなかった」ことを自己批判し、「社会的根拠」に向っての闘争を一般無産運動との提携の下にすすめることを確認した⁹⁾。そして、これまで「学校内の差別」に対する糾弾闘争の戦術であった「同盟休校」が、教育に直接関係のない闘争も差別教育を成立させている「社会的根拠」そのものへの闘争であるとして、労働争議・小作争議・差別糾弾闘争の一般的戦術とされ、盟休した児童をピオネールに組織していく方向が志向されていくのである。

ここでは「同盟休校」にみられる親達の「学校教育」観はどのようなものであったのか、その際子どもの教育はどのように配慮されていたのであろうか。

4) 文部省学生部『プロレタリア教育運動』下(『新興教育』複製版 第九巻、同刊行委員会、1967年7月所収)

5) 坂元忠芳「脇田英彦の生涯と実践」(『教育』No 189 国土社、1965年11月)同「脇田英彦のプロレタリア教育」(前掲『新興教育』複製版第九巻解説)前掲 文部省学生部『プロレタリア教育運動』下 同『プロレタリア教育の教材』1934年3月、横山幸夫「プロレタリア少年運動発展のために」(『新興教育』1932年3月)

6) 日本農民組合・全日本農民組合は、1928年5月組織的に合同し、全国農民組合(全農)として出発した。未解放部落にも全農が多く組織されていた。その後、全農は、全農総本部派と全農全会派に分裂する(1931年8月)が、全会派には部落農民が多数組織され、埼玉・長野・三重・奈良・岡山・福岡・佐賀の諸県では、全会派の活動は水平社の運動と地域、人物ともに重なることが多かったという。

7) 「新教」は、1932年1月の拡大中央常任委員会で、同盟組織に転換する方針とともに、「プロレタリア少年組織に対する技術的援助」をその任務として確認していた。具体的には、子ども対象の教育テキストの作成がおこなわれ、1932年3月以降『ピオネールトクホン』『ピオネールの友』を編集発行した。新興教育同盟準備会「少年対策委員会活動方針」(『新興教育』1932.11・12)でも、少年運動への援助として「無産少年運動のための資料の提供その他技術的援助」としていた。

8) 柿沼肇「『プロレタリア教育の足跡』注と追補」(池田種生『プロレタリア教育の足跡』新樹出版、1972年11月)の注(46)「教育内容研究に関する参考文献」参照。

9) 『水平運動史の研究』第三巻 部落問題研究所、1972年4月 p.136~143

Ⅱ. 「同盟休校」観と子どもの教育

闘争とは無関係に、恒常的なピオネールをめざして組織された「養正少年団」は例外として、この期のピオネールのほとんどが労働争議・小作争議・差別糾弾闘争とその戦術としての「同盟休校」を契機に組織されることが多かった。この親達の「同盟休校」観——したがって「学校教育」観はどのようなものであったのだろうか。

第一表は、内務省警保局による調査結果で、小作争議に伴う同盟休校等の件数と人数を示したものである。この調査は、すべてを記録したとはいえ、しかも未解放部落がどの程度関係しているのかは明らかでないが、「同盟休校」の戦術が一般化していたことはこれからも知れるのである。

「同盟休校」戦術が一般化されてきた時期の「同盟休校」観を知る資料は少ないが、日本農民組合奈良県聯合会争議

第一表 小作争議に伴う同盟休校等の件数と人数

	1930年		1931年		1932年		1933年	
	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
同盟休校	6	248	14	552	9	452	5	549
公設消防組脱退	4	58	6	24	2	44	1	1
青年団脱退			4	89	1	230		
青年訓練所脱退							1	1
各種議員委員 農会総代等辞職	1	4			1	1	1	18
租税公課滞納	4	460			6	662	1	70

内務省警保局編『社会運動の状況』1930～1933より作成

部発行のビラ「立入禁止と同盟休校」（奈良県同和事業史編纂委員会『奈良県同和事業史』奈良県、1970年5月所収）はその一つである。このビラには日付がないが、「今度の生駒や南葛の様に立入禁止があるとすれば」と書いていることから、1926年の生駒郡片桐村西田中の小作争議の頃であろう。¹⁰⁾

このビラは、組合員二名の問答形式で書かれ、「同盟休校」戦術について次のように説明している。小作人の子どもは「学用品」「参考書」も整えられず、仕事のために「遊び」や「予習・復習」の時間もない。これでは、同じ「カシコ」さでも地主の子どもより成績が下になることは当然だから、せめて参考書の一冊も買ってやろうと年貢米の軽減要求をだしているのだ。「世間には義務教育、義務教育と大そうそのギムをおしつける人もあるが、それ程大せうな義務教育なら少しはこのことも考えてもらいたいものだ。」しかも子どもを、義務教育に止まらず上の学校にやりたいのだが、地主の小作地への立入禁止処置によってその可能性すらなくなった。だから「立入禁止は、やがて可愛い子

どもの教育における上の学校への立入禁止だ。」だに義務教育だけやかましくいうのは、小作人の子どもはとにかく六年間学校の門をくぐれという、人を馬鹿にした話だ。だから学校ストライキ（同盟休校）はこれに抗議する意味でとられた戦術である、と。（傍点一梅田）

即ち、生活条件の絶対的窮乏化によって、義務教育すら困難になっている段階で、地主の処置はこれに一層拍車をかけるものであり、強いては、上級学校への進学はおろか義務教育そのものさえ「えりがみをつかんで引づられていくもの」にしてしまうことへの抗議の意味でとられた戦術だという。ここには、小作人自身の教育に対する権利思想がよみとれると共に、それを保障しない学校教育への痛烈な不信が存在している。

「義務の拒否」としての同盟休校によって、「義務教育」の保障を要求する思想は当然のこととして、同盟休校した子どもの「教育」の保障へと目が向わざるを得ない。

納屋で「これこそ俺達の本当の学問」と勉強をつづけていた¹¹⁾（新屋之庄ピオネール）、「毎日集まって少年戦旗

10) 前掲『奈良県同和事業史』p. 276～282 安川寿之輔氏は、子どもの同盟休校戦術が農民運動や労働運動の一翼をになうことになった代表的な例として、1926年にはじまる西田中部落の小作争議への児童の参加をあげている。（安川寿之輔「水平運動と教育」『水平運動史の研究』第六巻）

11) 前掲、大山俊峰「三重県水平社労働運動史の研究(5)」(『部落問題研究』第25輯)

を読んだり宿題をやったり¹²⁾していた(庄無産少年団)、寺の本堂で青年達が講談本を読んだり、和尚がイロハを教えていた¹³⁾(朝熊ピオネール)、三輪村では僧侶による補習教育がおこなわれていた¹⁴⁾(甘木ピオネール)、「公会堂に集合して、元氣よく俺達の同志によって階級的な教育を受け」¹⁵⁾ていた(西田ピオネール)、公会堂で「裁縫台を並べて机の代りとし青年幹部二名が臨時指導者となって寺小屋式の学習」¹⁶⁾をおこなっていた(名田ピオネール)、といった学習が行われていた。

ピオネールの活動の中で、「学習」が高い比重を占めているのは、親達が部落問題等に対する子どもの自覚を高めるために「階級的教育」を重視したことを一つの理由とするが、他方、盟休中のしかも小学生ということもあって「基礎学力」をつけることを考慮したからに他ならない。このことは、盟休した児童たちの要求でもあったのであろう¹⁷⁾この点で、名田ピオネールを生み出した倉敷市営火葬場設置問題で、「休校中の児童は来る月曜日(9日)より登校するにつき是に対しては本来の学校に進級せしめ休校中の学業取返しの為特別の教育手段を講せられたし」¹⁸⁾が市当局との解決条件の一つとされ、岡山県三保村厚生校差別事件では、「盟休児童は欠席とせざること」とともに「登校後の教育は盟休児童の課程進行程度を基準とすること」¹⁹⁾の項目が学校当局・県学務課との解決条件の附帯事項として明記されたことは注目される。これは盟休中に培われた子ども達の「学力」の結果に対する親達の配慮によるものであるが、遅れた「学力」の促進を市・県及び学校当局との確認事項にしたことの意味はきわめて大きかったといえる。(傍点一梅田)

「普通の学科」における学力向上の教育と「階級的教育」を統一して、組織的に実践した例に、大久保無産少年団の「俺達の学校」と日高農民小学校がある。「俺達の学校」は、同盟休校後ただちに野崎清二宅に開設され、闘争の指導者であった野崎清二、倉本達一、お寺の住職軌保正鉄、

津山高女卒の小林はな子らが教師となって指導にあたった。

「学校で以前受けていたのと同じ時間割で同じ教科書を使用」しながら、天皇制批判の教育などがおこなわれていた。²⁰⁾日高農民小学校は、小作争議の中で同盟休校に入った子ども156名を組織し、農民組合の幹部であった大島吉松、増田操、後藤勉らが教師となって開設されたもので弾圧によって解散させられるまでの18日間つづいた。授業は二年合併(複式)でおこなわれ、4人の教師が尋常1年から高等2年までを指導していた。教師達は「学習をおくれさせないということでは算数や国語も教えた。……遊んでおっても食べていけるもの、働いても働いても食べていけないものがあることを教えた」のであった。²¹⁾この小学校に学んだ子ども達は、文集『小さい同志』²²⁾を発刊している。

以上述べてきた、親達の「同盟休校」観と子ども達の教育、及びピオネールの位置づけについて明確に規定したのが1933年高松差別裁判糾弾闘争の中で、差別裁判糾弾闘争全国委員会がだした「要求貫徹闘争方針書——第二段の闘争戦術」²³⁾である。すでに「解放令」において廃止されていた「特殊部落民たる身分」を黙秘したことが犯罪成立の要件とされた裁判に対し、これは「解放令」の取消であるから、「差別裁判を取消して人民の権利を認め」なければ、「吾々は一切の国民的義務を負ふべき必要がない」と「一切の闘争を三つの義務(納税・兵役・教育)拒否闘争に集中せよ」と呼びかけたものである。(傍点一梅田)

教育の義務の拒否は、「小学児童の同盟休校を組織して闘ふこと」、だが単に「義務教育の拒否」として盟休を組織するのではなく、「小学校内の差別撤廃、学用品と昼食の支給、授業料全免除、児童や父兄の要求と結びつけて闘はねばならない」こと、児童の盟休は「部落総会の決議によって全児童を参加せしめて組織せねばならぬ」こと、「盟休児童は、……吾々の教育を施」すことが大切で、そのために「教育プラン、教材等を予め準備して置かねばならぬ」

12) 「ピオネール(5)」『解放教育』明治図書1972年10月

13) 中村拓三『解放教育著作集2、解放教育と子ども会活動』明治図書、1973年10月p.443~p.445

14) 内務省警保局編『社会運動の状況』1930年、p.1104「ピオネール(9)」『解放教育』1973年3月

15) 『水平新聞』全国水平社 1931年1月26日、同上「ピオネール(9)」

16) 「ピオネール(11)」『解放教育』1973年11月

17) 「(同盟休校の際)子供達は本校の人達に遅れることを気にしたようでしたから学科だけは普通に教えていました」(長谷川浜子「錦織ピオネールとともに」『部落』No.289、部落問題研究所 p.103)

18) 「ピオネール(12)」『解放教育』1973年12月

19) 前掲『水平運動史の研究』第三巻 p.291

20) 筒垣泰崇「岡山県久米郡三保村錦織のピオネールに関する一考察」(『部落問題研究』第19輯)

21) 谷口幸男「和歌山県における農民闘争と水平運動」(『部落問題研究』第24輯、部落問題研究所、1969年4月)、前掲歴史教育者協

議会和歌山県日高文部「日高における農民闘争」

22) 宮原誠一・丸木政臣・伊ヶ崎勝生・藤岡貞彦『資料日本現代教育史』4三省堂 1974年3月、p.375

23) 前掲『水平運動史の研究』第四巻 p.291~297

そしてこれとともに「盟休した児童はピオネールに組織する方針をとらねばならぬ」としたのである。

これによって「同盟休校」戦術は次のようにまとめることができる。(1)「同盟休校」は「教育の義務の拒否」の闘争であり、それは部落住民の諸権利獲得のための三大義務(兵役・納税・教育)拒否の闘争の一環であること、(2)「教育の義務の拒否」は、単なる「義務」の拒否に止まらず、教育条件の改善や子どもの教育権の保障の課題と統一的に取りくむ必要があること、(3)子どもの盟休には、親達の責任によって全ての子どもを参加させなければ効果がないこと、(4)盟休した子どもには、独自の教育計画によって部落解放のための教育をおこなうとともに、ピオネールに組織する必要があること、である。

Ⅲ ピオネールの組織と活動

水平運動におけるピオネールの位置づけが明確にされてくる中で、ピオネールが親達の闘争とは相対的に自立しながら、子ども自身の自主的組織としてどのように発展していったのであろうか。

かつて田部久は、「日本に於ける無産少年運動」(『新興教育』1931年7月)の中で、少年運動の自然成長期(1930年の初めまで)の三つの特質の第二に、「成人の闘争への参加」をあげ、それが「広汎なプロレタリア大衆の階級闘争への直接的な参加によって少年運動を階級的に基礎づけるものである」と評価しながら、次のようにのべていた。「それらの闘争が全体としていまだ単に父兄の自然発生的な……闘争や小作争議労働争議の児童への参加……に止まり、それより一步前進して児童自身の利害のための闘争——それを通して児童の組織化にまで発展する事が出来なかった」と。

こうした傾向が克服され、「児童の組織化」が意識的に追求される契機となったのは何であろうか。

それは、第一に、当時の日本に翻訳・紹介されていたソビエト等のピオネール運動の理論と豊富な経験であったと考えられる。²⁴⁾ 翻訳された代表的なものに、「我が国プロレタリア少年運動の意識的発展の決定的な契機」となったといわれる青年コミンテルン第五回大会の決議や²⁵⁾ 『第三期とプロレタリア青年』(希望閣, 1931年)ゾーリン『ソヴェートロシアのピオネール運動』(希望閣, 1931

年)、ヘルンレ『プロレタリア教育の根本問題』(世界社, 1930年)等がある。小川太郎氏の紹介によれば、ゾーリンの著には「ピオネール運動の歴史・その任務・組織・活動・指導、および現在の諸問題が簡潔に示唆深く述べられている。社会主義の建設という目的の自覚を旨として、社会的な活動とさまざまな自主的・創造的・文化的な活動を組織することの重要性が、具体的な例をあげて述べられている」²⁶⁾ という。又、『新興教育』誌上でも、毎号の様にソビエトの教育学と各国のピオネールの紹介がおこなわれており、特に1931年7月号は「ピオネール特集」となっている。

第二に、ソビエト等のピオネールの理論と活動に学んで具体化された全農青年部の「少年対策」の方針である。ピオネールの組織化を、我国で最初に、最も組織的にとりあげたのは全農青年部であった。

田部久が、少年運動の自然成長期に対して意識的発展期を「1930年10月より」としたが、それは、1930年9月に開かれた全国農民組合青年部代表者会議での「少年部対策の件」の決議を考慮してのことである。御崎陸平も、1930年の少年運動を概観する中で(「一年間の少年運動情勢の概観」『新興教育』1930年12月)、全農青年部の「少年対策」を評価しながら、小学校の同盟休校が「争議を有利に解決せしめる為の戦術としてのもののみならず、児童が学校の問題を自分のものとして取上げ自主的な闘争をやってのけるに至った事は、その重大な特色」であると述べていた。

更に全農青年部は、1931年5月の代表者会議で、「少年部対策の件」の決議を発展させた「少年部組織方針(草案)」²⁷⁾を提起した。この「方針」は、親達の利害中心・争議中心主義を排して、「(少年運動は)常に、子供等の利害、及びその解放のための闘争という点に重点を置いて、この組織を恒常的な農民運動の強力な一部隊として発展させること」、この指導については「年齢、活動の内容等々に於いて直接関係の深い青年部が受け持ち」、「少年達の自治を助け自主的活動に協力」とともに、少年の組織は「少年達の創造性を発揮し得る様な自治的組織とすること」、したがって「少年部組織内の委員の意見を尊重しなければならない」と強調した。そして、少年の意識を向上させるためのプロレタリア教育として「日曜学校、ス

24) 翻訳、紹介を中心的に担当したのは、ソビエト同盟を防衛することを自らの「一階級の義務」としていた教育労働者たちであった。それはソビエト社会主義教育の歴史的必然性と優越性を大衆、とくに教員層に広める実践として位置づけられていた。(竹田正直, 所伸一「1930年代日本におけるソビエト教育研究」『教育運動史研究』No.14)

25) 「ピオネール(2)」『解放教育』1972年7月

26) 小川太郎「田中子ども会覚え書き」『部落』No. 165

27) 『新興教育』1931年7月 p.30~32

ポーツ、ピクニック等々による子供等の教育活動」があげられ、少年読物・童話・児童芸術等の活用といった文化活動を重視することも加えられていた。

即ち、ピオネールの組織にあたって、(1)子どもの組織は子ども達の「解放」のために、自主的な組織として運営されるべきであり、そのことによって親の闘争に貢献しうるのでということ、(2)指導は青年部がひきうけること、(3)子どもの日常的な活動として、「日曜学校・スポーツ・ピクニック」や文化運動が正当に位置づけられる必要があることを明確にしたといえる。

全国水平社の、ピオネールの活動についてふれた資料は多くないが、岡山県三保村の大久保無産少年団の闘争に対して送った檄文「小さい同志」²⁸⁾は貴重である。1930年11月12日の日付になっており、全農青年部の「少年部対策の件」の決議が出された直後のものである。まず、「諸君はサベツされるために勉強しに行くのか、エタの子供だとハイセキされるために学校に通ふのか」と問いかけ、先生、校長、村長、巡査のはたしている役割をのべて、「子供でも団結すれば、大人よりも強いし、ケイサツがやかましく言ってもこわくない」と団結の意義を強調、「今の世の中がサベツをつくりだすことに役立つようなクミタテにできてゐる」から、我々は激しい反抗をつづけている、その時「諸君が盟休団をつくって、去る5日には学校でアバレたときいて、ひじょうにたのもしく思った」と、子どもの自主的な闘争を激励している。

部落住民の全体の問題としてあらわれる部落差別に対して、子ども達自身に団結して「反抗」することを呼びかけたものであるが、子ども達自身も差別に対して団結することの意味を自覚していったといえよう。

それは、ピオネール運動の前史として展開された、1922年の奈良県の「中和少年水平社」にはじまる「少年少女水平社」の活動の中にもみることができる。²⁹⁾ 当時14才の山田孝野次郎は、全国少年代表として、創立大会に参加、学校での差別の実例をあげ「大人も子供も、一齊にたつて此嘆きの因を打ち破って下さい、光り輝く新しい世の中にして下さい」と演説した。各地の水平社創立大会にも参加「温かい人間社会を作りたいと、腹のドン底からの欲求を吐露して多大の感激を与え」た(京都府水平社創立大会)

し、「吾々が団結して奪はれた人間性を返せと権利を主張せよ」と訴えた。そして全国水平社第二回大会(1923年)において、山田は、「自分達が学窓における屈辱から脱して水平線上に浮び上る為に」と少年少女水平社の設立を提案した。これは、部落出身を呪った遺書を残して鉄道自殺した子どもの例から「この様な悲劇は結局子どもの心が弱いから起るのであるから、その心を強く育てる一方法として、子供をも結束させて強きものにしよう」³⁰⁾ という趣旨によるものであった(傍条-梅田)。ここには、人間の権利の自覚と、その権利侵害に反対する子ども自身の組織の必要性とが明確に示されている。

各地のピオネールにおいても「掖上小学校児童間に於て発生せる差別事件の解決に不満を抱き吾等小学校児童の問題は自ら処理して第三者の援助を受けずと誇称し」³¹⁾ していた(掖上ピオネール)。少年団は、「何十年間資本家の為の学問を教へられ、眼ざめざる親兄弟が我々の運動をひげんし、さまたげるのは当然」だ、だから、「我々は父母を貧乏から助けん為に、全労働者農民を賃金どれいより解放せんが為に、親兄弟の目をぬすんで全民衆のひげんをはねとばして資本主義社会と戦はう」³²⁾ と宣言していた(田辺無産少年団)等、子どもの自覚の高揚をみることが出来る。これは、前述した日高農民小学校の文集『小さい同志』においてもよみとることができる。

こうした子どもの自覚の高揚をはかるための「学習」や「闘争」参加がおこなわれるとともに、日常的には、文化・スポーツ活動が重視されたことは当然である。

大久保無産少年団では、「青年コミンテルンの綱領」が「ピオネール運動はプロレタリア文化運動を利用すべきである」とのべている点を重視し、プロレタリア作家同盟児童部・新興作家同盟等に結集していた童話作家などを参加させていた。³³⁾ 養正少年団は、出版部、スポーツ班、演劇班、プロレタリアエスペラント(プロエス)班、音楽班、美術班といった文化・スポーツの班を基礎に活動し、機関紙「ヨウセイシンブン」を発行していた。

このようなピオネールの活動を、水平社として理論化したのが、1934年発行の全国水平社パンフレット『無産少年運動に就て』³⁴⁾である。「養正少年団」の指導者であった人見享の執筆したものといわれ、³⁵⁾ 内務省警保局編『社

28) 『新興教育』1930年12月 p.86~87

29) 黒川美富子「水平運動と婦人、少年少女水平社」『水平運動史の研究』第五巻

30) 「少年少女水平社(1)」『解放教育』明治図書、1972年1月

31) 「ピオネール(10)」『解放教育』1973年6月 p.112

32) 前掲「ピオネール(5)」『解放教育』1972年10月 p.127

33) 前掲、塩筒泰崇「岡山県久米郡三保村錦織のピオネールに関する一考察」『部落問題研究』第19輯

34) 「ピオネール(3)」『解放教育』1972年8月

35) 中村拓三「少年運動と『新教』『教勞』—ピオネール運動に焦点をあてて」『教育運動史研究』第10号

会運動の状況』(1934年)によれば、ピオネールの組織と任務について次のように述べていた。

「飽きも末組織児童大衆の自由に参加し得る処の肩のこらない愉快な且つ児童にプロレタリア連帯性を喚起させる所の組織であり、子供のイニシアチブを発揮し得る所のものでなければならぬ……特に強調されねばならぬことは革命的児童を通してピオネールの指導が尊重されねばならぬことだ……」と。人見の経験もふまえてだされたとされるこのパンフレットは、ピオネール組織の性格について、「自由に参加し得る」「肩のこらない愉快な」「プロレタリア連帯性を喚起させる」ものであると規定し、子どもの自発的な要求にもとづく組織化を強調したのである。指導にあたっては、子どもの中の「核」に依拠してすすめるという組織論を示している。更に、このパンフレットを執筆するにあたっての構想といえるものが、『新興教育』1932年9・10月号の通信欄「出版をやるぞ!」に掲載されている。その構想は次のようになっている。

※組織形態

1 萌芽形態としての諸組織

2 基本形態

イ 学外ピオネールの組織

ロ 学内自治会の組織

ハ 学内学外の有機的結合

これは、学外組織としてのピオネールと学内自治組織とを区別し、それぞれを基本形態として、二つの組織の有機的結合をのべようとしたものとして注目される。

1928年以降のピオネール運動の到達点と考えられるこれらの方針も、日本がファシズムと侵略戦争への道を歩むことによって実践されずに終るのであるが、短期間のうちに、これだけの実践を展開し、理論化していった運動は特筆されるべきであろう。

おわりに

本稿では、個々のピオネールについての具体的な考察及び、指導の中心となっていった青年のはたした役割等明らかにしえなかった。今後の一層の調査研究を重ね、資料の発掘もおこないながら、これらの諸点の解明に努力したい。